

# **警備料金の基礎知識 (解説集)**

**2024年11月**

**一般社団法人 全国警備業協会**

改正履歴

改正日	版数	改正内容
2024.11.1	初版	初版作成

## はじめに

「警備料金の基礎知識」では、国土交通省 HP 等で公開されている根拠資料を参考として使用し作成しています。これらの根拠資料等は、定期的に更新されるため、解説集として別に添付して記載しましたので、本解説集に記載の数値を使用して警備料金等を算出する際は、常に最新の資料であるかご確認ください。

<資料掲載箇所>

<https://www.ajssa.or.jp/health/security-fee>



## 【Q2～Q5の解説】

都道府県ごとの公共工事設計労務単価等詳細については、次の資料をご参照ください。

※国土交通省 HP「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001724088.pdf>

## 【Q5の解説】

<「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係の構成>

<b>①公共工事設計 労務単価</b>  100%	<b>法定福利費</b> 労務単価の 15～16%	<b>労務管理費等</b>	<b>現場作業経費</b> 労務単価の 18%	<b>③一般管理費等</b>
	┌──────────┴──────────┐ 23%			
<b>労働者本人が 受け取るべき賃金 (労務費 100%)</b>	<b>②事業主が負担すべき必要経費</b> (必要経費 41%)			<b>業務価格 (工事価格)</b>

## 【Q7の解説】

<補正内容>

- 地域補正
- 共通仮設費

適用条件		
施工地域区分	工種区分	対象
大都市（1）	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部防施工箇所に含まれる場合。
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	
大都市（2）	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部防施工箇所に含まれる場合。
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	
	下水道工事 (1)、(2)	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部は、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)を対象とする。

適用条件		
施工地域区分	工種区分	対象
市街地 (DID 補正) (1)	電線共同溝工事	市街地部防施工箇所に含まれる場合。
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合 (常時全面通行止めの場合を含む。)
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
市街地 (DID 補正) (1)	綱橋架設工事	市街地部防施工箇所に含まれる場合。
一般交通影響有り (1)	電線共同工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
一般交通影響有り (2)	電線共同工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合 (常時全面通行止めの場合を含む。)
市街地 (DID 補正) (2)	綱橋仮設工事、電線共同工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地 (DID 補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部防施工箇所に含まれる場合。
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

● 現場管理費

適用条件		
施工地域区分	工種区分	対象
大都市（１）（２）	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地防衛施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部は、鋼橋架設工事、下水道工事（１）、（２）を対象とする。
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	
	下水道工事 （１）、（２）	
市街地 （DID 補正）	電線共同溝工事	市街地部防衛施工箇所に含まれる場合。
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
一般交通影響有り （１）	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
一般交通影響有り （２）	電線共同溝工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。
	道路維持工事	
	舗装工事	
	橋梁保全工事	
市街地 （DID 補正）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 （※）	市街地部防衛施工箇所に含まれる場合。
一般交通影響有り （１）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 （※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
一般交通影響有り （２）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 （※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

○ 被災地域における間接工事費補正

東日本大震災被災地（岩手県、宮城県、福島県）及び熊本地震被災地（熊本県）並びに西日本豪雨被災地（広島県）で実施される工事で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事は、間接工事費の補正等について、施工実態を踏まえ令和6年度も継続されています。

○ 労務費の割増し

割増賃金にはさまざまな種類があり、種類に応じた割増率が設定されています。時間外労働、休日労働、深夜労働をまとめた割増率は、次のとおりになります。

（法定労働時間が1日8時間、1週40時間の場合）

対象となる労働	割増率
時間外労働（法定外） 《1ヶ月60時間以内》	25%以上
時間外労働（法定外） 《1ヶ月60時間超》	50%以上
法定休日労働	35%以上
深夜労働（22時から5時まで）	25%以上
時間外労働（法定外） + 深夜労働 《1ヶ月60時間以内》	50%以上
時間外労働（法定外） + 深夜労働 《1ヶ月60時間超》	75%以上
法定休日労働 + 深夜労働	60%以上

なお、法定労働時間を1日8時間、1週40時間未満にしている場合の時間外労働は、次の通りの注意が必要です。

	日	月	火	水	木	金	土
労働時間	出勤7H	出勤7H	出勤7H	出勤7H	出勤7H	出勤7H	出勤7H
	休日労働	所定内労働（7H×5日=35H）					所定外労働

法定割増賃金（35%以上）7時間

割増無し賃金（法廷内） 40H-35H=5時間  
法定割増賃金（25%以上） 7H-5H=2時間

※国土交通省 HP「令和6年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001725724.pdf>

【Q8、Q9の解説】

地区ごとの建築保全業務労務単価等詳細については、次の資料をご参照ください。

※国土交通省 HP「令和6年4月から適用する建築保全業務労務単価について」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001723888.pdf>

## 【Q10の解説】

＜保全業務費の積算方法＞

①直接人件費 労務単価 100%	②直接物品費 労務単価の 1～3%	③業務管理費 直接業務費の 18～22%	④一般管理費等 9～14%
A：直接業務費		B：業務原価	C：業務価格

※国土交通省 HPI「建築保全業務積算要領 令和5年版」より一部抜粋

<https://www1.mlit.go.jp/gobuild/content/001707670.pdf>

## 【Q14の解説】

※有効求人倍率については、厚労省 HPI「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html>

一般職業紹介状況（職業安定業務統計）＞統計表一覧＞一般職業紹介状況（職業安定業務統計）の「月次」＞職業別労働市場関係指数（実数）EXCELをダウンロード＞「有効求人倍率」シート

以上